

第15回 勢田川等水面利用対策協議会

日時：令和2年2月19日（水）

14:00～15:00

場所：三重県伊勢庁舎4階会議室

（伊勢市勢田町628番地2）



協議会の様子

勢田川等水面利用対策協議会委員

宇治山田港湾整備促進協議会
 NPO法人社社みなとまち再生グループ
 伊勢湾漁業協同組合
 伊勢湾漁業協同組合 今一色支所
 伊勢市大湊町振興会
 伊勢市神社港自治会
 伊勢市下野町自治区
 伊勢市通町自治会
 伊勢市一色町自治会
 伊勢市田尻町会
 伊勢市二見町今一色区自治会
 三重県 県土整備部 港湾・海岸課
 三重県 伊勢建設事務所
 伊勢市 都市整備部
 伊勢警察署 生活安全課
 鳥羽海上保安部
 国土交通省中部運輸局 鳥羽海事事務所
 国土交通省中部地方整備局 河川部
 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

▼ 議 事 の 内 容

1. 前回までの協議事項・報告事項

2. 報告事項

▼係留施設の確保増 係留が認められる施設

係留が認められる施設 12箇所のうち、現状施設を活用した施設が6箇所、民間マリナーが4箇所、10箇所が占用済です。未占用の2箇所については引き続き調整を行っていきます。



2. 報告事項

▼係留施設の確保増 係留が認められる施設

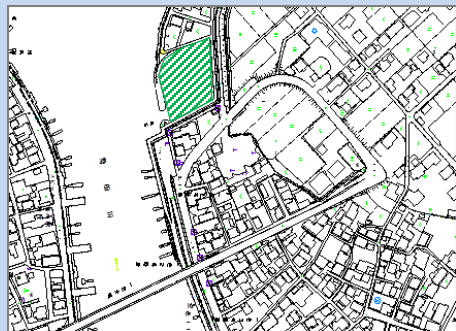
④大湊川(五十鈴川合流点側)



浚渫が必要、駐車場や通路の確保といった課題がありましたが、浚渫工事について現在進めており実施予定です。

駐車場や通路の確保については引き続き関係機関と協議していきます。準備が整い次第、船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定する予定です。

⑥一色町物揚場施設



現在、係留中の船舶所有者に船舶の動向を確認中です。

準備が整い次第、船舶係留施設の管理に関心のある者を調査の上、占用許可申請者を決定する予定です。

▼係留対象船の減 船舶の撤去及び再係留防止対策（国管理区間）

是正指導の効果でさらなる自主撤去（占用済係留箇所への移動や廃棄）が進みました。また、国管理区間における所有者不明船の撤去作業が完了し、国管理区間の所有者不明船はゼロとなりました。

自主撤去完了状況（勢田川左岸・伊勢市田尻町地先）



平成21年11月時点

所有者不明船の引き揚げ作業



R1.12.11撮影



令和2年1月時点

所有者不明船の積み込み作業



R1.12.11撮影

係留船舶がなくなった護岸に残されたままの係留施設・係留ブイ・係留環等を撤去することで、再び係留することがないように対策を施しました。

係留ブイの引き揚げ作業



R1.12.11撮影

係留環の撤去作業



R1.12.27撮影

▼係留対象船の減 所有者不明船舶の撤去（県管理区間）

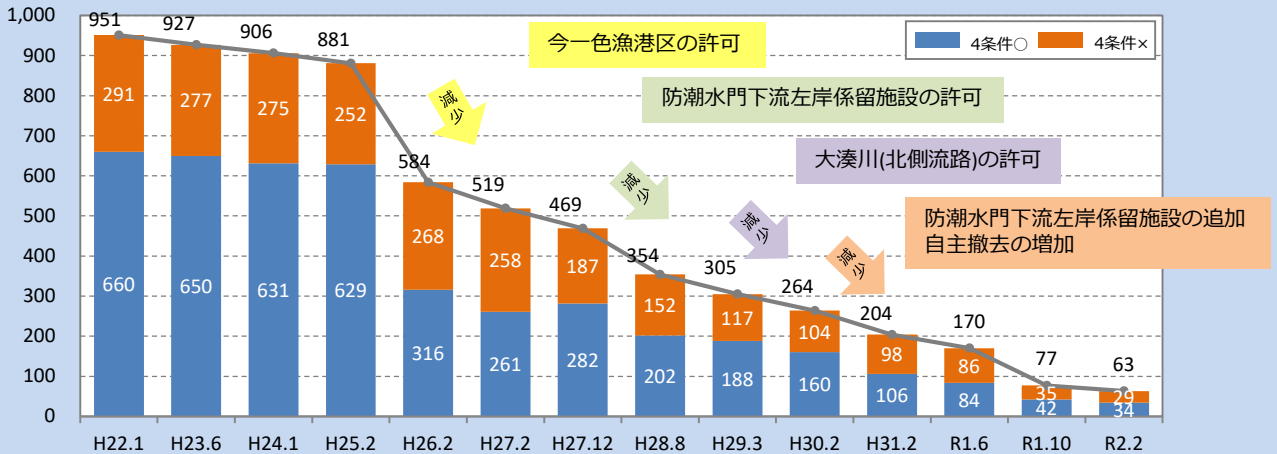
港湾区域における所有者不明船の撤去は、令和元年度は1隻を予定しています。
令和2年度以降、港湾施設への影響等を踏まえ、必要に応じ順次撤去する予定です。



撤去予定船舶

▼係留対象船の減 是正指導

是正指導の効果でさらなる自主撤去（占用済係留箇所への移動や廃棄）が進みました。



勢田川不法係留船舶減少の状況（伊勢市一色町地先）



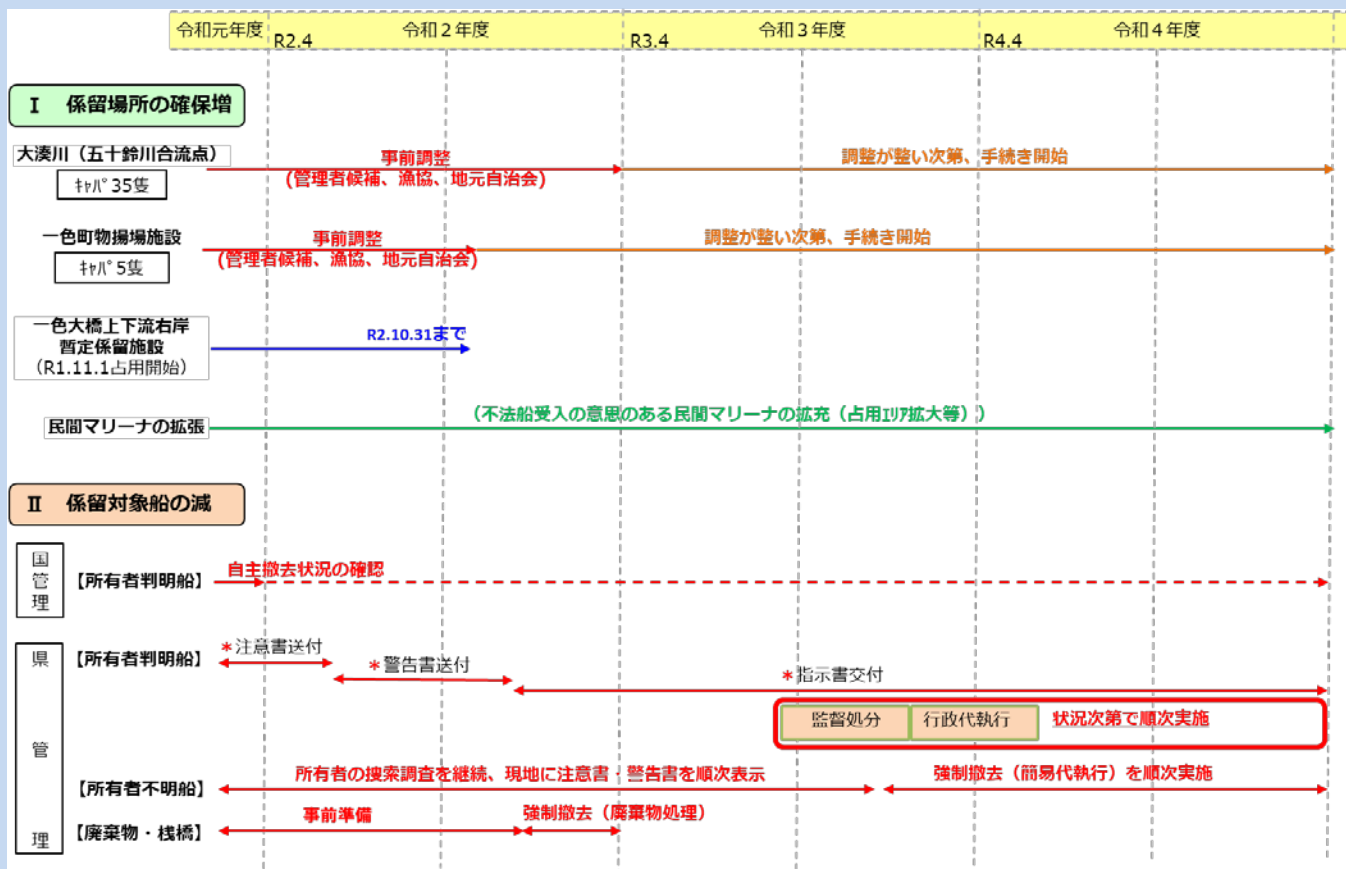
平成21年11月時点



令和2年1月時点

▼今後の予定について

今年度が平成27年度に策定した5ヶ年計画の最終年度にあたり、主要な箇所の対策は概ね完了しました。まだ対策継続中の箇所がありますので、引き続き協議会を継続し、対策を進めていきます。



～委員からのご意見（抜粋）～

- ・一時的と言いながら、常時係留しているように思える船がある。
- ・港湾区域と河川区域に関係なく、県と国が協力してこれからも対策を進めて欲しい。
- ・暫定係留施設内で契約をせずに係留している船がいる。
- ・暫定期間を延長することがないようにお願いしたい。
- ・船や棧橋などの施設を処分する費用の予算確保をして欲しい。
- ・今年度が5ヶ年計画の最終年度だが、今後の展開を教えて欲しい。

▼ 今回の協議会において確認及び決定した主な事項

- ・引き続き協議会を継続し、係留場所の確保や係留対象船の減などの対策について状況を勘案しつつ順次進めていく。
- ・次回協議会は、令和2年度の中で進捗状況を勘案し、実施時期を決定する。